

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第599号)

平成21年10月8日

横 情 審 答 申 第 599号
平 成 2 1 年 10月 8 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成21年7月6日都経秘第307号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「都市経営局秘書課が所有する、私が市長に提出した文書（但し、平成17年度より
現在までの部分）」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「都市経営局秘書課が所有する、私が市長に提出した文書（但し、平成17年度より現在までの部分）」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「都市経営局秘書課が所有する、私が市長に提出した文書（但し、平成17年度より現在までの部分）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成21年6月3日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 対象とされた個人情報について、現在、都市経営局秘書部秘書課（以下「秘書課」という。）では保有していない。
- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）が、本件異議申立てにおいて開示を求めているのは次の文書である。

ア 特定年月日1に、市民情報室開示コーナーにおいて、申立人から秘書課職員に
対し提出された文書

イ 特定期間に特定警察署内より送付された文書

- (3) (2)アについて、特定年月日1に市民情報センター開示コーナーにおいて、秘書課職員が申立人と対応した際、申立人は何らかの文書を提出したと主張しているものと思われる。しかし、当該文書の取得について、当時対応した職員に確認したが、取得したという事実は確認できなかった。
- (4) (2)イについて、一般的に秘書課に到達した横浜市長への郵便物は、秘書課の職員が開封して記載されている事項を確認し、内容によって所管する部署へ送付している。当該文書について、開封及び送付の記録簿等は作成していない。よって、所管する部署へ送付したことも考えられるが、現在、秘書課では保有していない。

(5) 以上のとおり、請求に係る個人情報を保有していないため、条例第25条第2項に基づき、全部を非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、請求対象物を開示すべきとの決定を求める。
- (2) 本件請求に係る保有個人情報の取得は明らかである。
- (3) 情報開示請求した対象物は、特定年月日1に横浜市庁舎内情報開示コーナーにおいて私が秘書課職員と面談の際、直接手渡した横浜市長中田宏あての文書、及び私が作成し特定年月日2に特定警察署員が投函した横浜市中区港町1丁目1番地横浜市庁舎内横浜市長中田宏あてに差し出された書簡を含む複数の書簡等である。

秘書課職員に手渡した文書には「横浜市長中田宏様」と記載されており、口頭でも市長あてのものであることを伝えてある。

郵便物については中田市長あての「信書」であり市職員が受領した以上「行政文書」であり、その内容からして「個人情報に係る文書」でもある。

- (4) 開示請求対象物を秘書課が所管する部署へ送付した可能性があったとしても、私がその送付先を知る術はなく、開示請求部署を特定することはできない。秘書課が他部署へ送付したのであれば、秘書課は所管する部署から本件請求に応えるべく手続き等をするべきである。
- (5) 今回の文書不存在を理由とした非開示決定は情報開示制度の存在意義を否定する極めて不適切な処分であると考える。

5 審査会の判断

- (1) あて名に横浜市長と記載のある郵便物等の取扱いについて

ア 横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号。以下「規程」という。）第9条第1項では、行政運営調整局総務部法制課（以下「法制課」という。）において収受した行政文書は、開封しないと主管の区局が分からぬものは開封し、開封せずに主管の区局が分かるものはそのまま開封せずに、主管の区局に交付することとされている。また、同条第2項では、区局において収受し、又は交付を受けた行政文書は、当該区局の文書担当課において、開封しないと主管の課等が分からぬものは開封し、開封せずに主管の課等が分かるものはそのまま開封せ

すに、主管の課等に交付することとされている。

また、法制課又は区局の文書担当課において收受文書等を主管の区局又は課等に交付する際、書留扱いの郵便物その他これらに類する行政文書については、交付先の主管の区局等の受領確認を行うため、法制課においては書留郵便物等收受・交付票を、区局の文書担当課においては書留郵便物等收受・交付簿を作成することとされている（規程第9条第1項第3号及び同条第2項）が、それ以外の收受文書等については、交付先の区局等が分かる帳簿等を作成することとはされていない。

イ 市民等からの横浜市役所（横浜市中区港町1丁目1番地）あての郵便物等は、法制課が主管する文書中央集配所に届けられ、上記の規定に従って処理されている。このうち、あて名に横浜市長と記載のあるものの実際の取扱いについては、当審査会で確認したところ、次のとおりであった。

あて名に横浜市長と記載のある郵便物等のうち、差出人の記載が法人・団体（公共的団体を含む。）であるもの等は、規程第9条第1項の「開封しないと主管の局区が分からぬもの」として、法制課の職員が開封して文書に記載されている事項を確認し、その内容に応じて、記載内容に係る事務を主管する区局に交付している。一方、差出人の記載が個人であるもの等は、都市経営局を主管局としてそのまま開封せずに同局に交付し、同局では、横浜市長の秘書に関する事を主管する秘書課を主管課として同課に交付している。

このような経過で秘書課に到達した郵便物等は、職員が開封して文書に記載されている事項を確認し、その内容に応じて、記載内容に係る事務を主管する区局等に送付するなどの対応をしている。

（2）本件個人情報について

本件個人情報は、個人情報本人開示請求書の記載から、秘書課が保有する、平成17年4月から本件請求時までの間に申立人が横浜市長あてに提出した文書である。

申立人は、異議申立書及び意見書において、本件個人情報には、特定年月日1に申立人から秘書課職員に手渡した横浜市長あて文書（以下「個人情報1」という。）及び申立人が作成し特定年月日2に特定警察署員が投函した横浜市長あて書簡（以下「個人情報2」という。）が含まれると主張している。

（3）本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件個人情報は、作成し、又は取得しておらず、保有していない

と主張しているため、当審査会では、事務局をして実施機関に事実を確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 秘書課には、市民等から横浜市長あての文書が毎日20～30通届くが、届いた文書は、職員が、郵便物であれば開封し、文書に記載されている事項を確認し、その内容から、横浜市長個人の私的なもの及び秘書課が主管するものを除いて、記載内容に係る事務を主管する部署へ送付している。開封及び送付等について記録する帳簿等は作成していない。なお、記載内容が横浜市長個人の私的なものであれば横浜市長に渡している。

(イ) 本件請求を受け、現在秘書課が保有する文書を調べたが、秘書課では、平成17年4月から本件請求時までの間に申立人が横浜市長あてに提出した文書を保有していない。

(ウ) 異議申立書及び意見書において、申立人は秘書課の職員に個人情報1を直接手渡したと主張しているので、申立人が主張する特定年月日1に対応した2名の職員に確認したところ、確かに、当日市民情報センターの開示コーナーにて申立人と面談したが、申立人から文書を受け取った記憶はないとのことであった。なお、当日の対応記録は作成していない。仮に申立人が主張するように申立人から秘書課の職員が文書を受け取っていたとしても、前記(ア)の処理方法に従い、主管の部署に送付したことが考えられる。

(エ) また、異議申立書及び意見書において、申立人が送付したと主張する個人情報2については、そもそも法制課から直接主管する区局に交付され秘書課に届いていない可能性もあるが、仮に秘書課に届いたのであれば、前記(ア)の処理方法に従い、主管の部署に送付したことが考えられる。

(オ) 本件請求に係る個人情報本人開示請求書には対象個人情報として「都市経営局秘書課が所有する、私が市長に提出した文書（但し、平成17年度より現在までの部分）」とのみ記載されており、本件個人情報を特定するためのやり取りも行わなかったため、個人情報1及び個人情報2という具体的な文書については考慮せずに本件処分を行った。

しかし、異議申立書において個人情報1及び個人情報2という具体的な文書が示されたので、電話で、内容が分かれば現在どこにあるか分かるかもしれないと説明して内容について質問をしたが、申立人は「教えない。」とのことであった。このため、異議申立書に記載されている以上の情報を得ることができ

ず、これらを現在保有すると考えられる主管の部署を特定することができなかつた。

イ 上記の実施機関の説明を踏まえ、当審査会は、以下のように判断する。

あて名に横浜市長と記載された郵便物等に関する前記(1)イ及び(3)ア(ア)の一般的取扱いから、仮に申立人から横浜市長あての文書を受け取り、又は文書が届いていたとしても主管の部署に送付したと考えられるとし、秘書課ではこれらの文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不合理な点はないと認められる。このほか、実施機関が本件個人情報を保有していると推認させる事情も認められない。

なお、前記ア(オ)の経緯からすると、秘書課の職員が文書を特定するためにその内容を尋ねたにもかかわらず、申立人が非協力であったために文書の特定ができなかったのであり、この点において実施機関の対応に誤りはない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 7月 6日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成21年 7月 8日 (第152回第二部会)	
平成21年 7月 9日 (第149回第一部会)	・諮問の報告
平成21年 7月 17日 (第83回第三部会)	
平成21年 7月 23日 (第150回第一部会)	・審議
平成21年 7月 27日	・異議申立人から意見書を受理
平成21年 8月 27日 (第151回第一部会)	・審議
平成21年 9月 10日 (第152回第一部会)	・審議
平成21年 9月 24日 (第153回第一部会)	・審議